

発議第 1 号

木曽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について

木曽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり提出する。

令和 7 年 月 日 提 出

木曽広域連合議会運営委員長 千 村 孝 男

令和 7 年 月 日 決

木 曽 広 域 連 合 議 会 議 長 下 出 謙 介

木曽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

木曽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年木曽広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

新旧対照表

改正案	現 行
第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第6章 罰則 第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。 第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。 第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議第1号 木曽広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について

1 改正事由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）に基づき、刑罰が変更になることに伴う所要の改正を行うもの。

2 改正内容

罰則に係る刑の種類について、「懲役」と「禁錮」が「拘禁刑」に一本化されることに伴い用語の整理を行うとともに、所要の経過措置を定める。

3 施行期日等

（1）施行期日

令和7年6月1日

（2）罰則の適用等に関する経過措置

この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

発議第 2 号

議会会議規則の一部を改正する規則について

議会会議規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 月 日 提 出

木曾広域連合議会運営委員長 千 村 孝 男

令和 7 年 月 日 決

木 曾 広 域 連 合 議 会 議 長 下 出 謙 介

議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則（平成19年議会会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行
目次	目次
第1章 総則（第1条—第12条）	第1章 総則（第1条—第12条）
第2章 議案及び動議（第13条—第19条）	第2章 議案及び動議（第13条—第19条）
第3章 議事日程（第20条—第24条）	第3章 議事日程（第20条—第24条）
第4章 選挙（第25条—第34条）	第4章 選挙（第25条—第34条）
第5章 議事（第35条—第48条）	第5章 議事（第35条—第48条）
第6章 発言（第49条—第63条）	第6章 発言（第49条—第63条）
第7章 委員会（第64条—第76条）	第7章 委員会（第64条—第76条）
第8章 表決（第77条—第87条）	第8章 表決（第77条—第87条）
第9章 請願（第88条—第94条）	第9章 請願（第88条—第94条）
第10章 秘密会（第95条・第96条）	第10章 秘密会（第95条・第96条）
第11章 辞職及び資格の決定（第97条— <u>第100条の2</u> ）	第11章 辞職及び資格の決定（第97条— <u>第100条</u> ）
第12章 規律（第101条—第108条）	第12章 規律（第101条—第108条）
第13章 懲罰（第109条—第115条）	第13章 懲罰（第109条—第115条）
第14章 公聴会（第116条—第121条）	第14章 公聴会（第116条—第121条）
第15章 参考人（第122条）	第15章 参考人（第122条）
第16章 会議録（第123条—第126条）	第16章 会議録（第123条—第126条）
第17章 全員協議会（第127条）	第17章 全員協議会（第127条）
第18章 議員の派遣（第128条）	第18章 議員の派遣（第128条）
第19章 補則（ <u>第128の2—第129条</u> ）	第19章 補則（ <u>第129条</u> ）
附則 （略）	附則 （略）
（会議時間）	（会議時間）
第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。	第8条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。
2 議長は、必要があると認める場合は、 <u>会議に宣告することにより</u> 、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。	2 議長は、必要があると認めるときは、 <u>会議時間を変更することができる</u> 。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会	

議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(略)

(開票及び投票の効力)

第31条の4 投票の効力に係る法第108条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(略)

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

(略)

(資格決定の通知)

第100条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第108条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(略)

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(略)

第19章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第128条の2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第1項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(略)

(開票及び投票の効力)

(略)

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

(略)

新設

(略)

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(略)

第19章 補則

新設

並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第90条第1項、第91条第1項及び第124条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲

覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。
（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第28条第1項（第84条において準用される場合を含

む。)を除く。)において議会等が文書等
を作成し、又は保存すること（次項にお
いて「作成等」という。）が規定されて
いるものについては、当該規定にかかわ
らず、議長が定めるところにより、当該
文書等に係る電磁的記録により行うこと
ができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成
等については、当該作成等に関するこの
規則の規定により文書等により行われた
ものとみなして、当該作成等に関するこ
の規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発議第2号 議会会議規則の一部を改正する規則について

1 改正事由

議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする「地方自治法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日施行され、それに関連する手続きのオンライン化に対応するため所要の改正を行い、併せて現在の社会情勢に照らした文言の調整等を行うもの。

2 改正内容

(1) 手続きのオンライン化について

「19章 補則」に各手続きのオンライン化に対応する通則的な規定を新設する。

・会議規則上で文書等により行うことが規定されている手続きは、以下のとおり。

出席催告	第12条	請願の紹介の取消し	第89条
議案の提出	第13条	請願文書表の作成及び配布	第90条
修正の動議	第16条		
秘密会の動議	第17条	請願の委員会付託	第91条
事件の撤回又は訂正及び動議の撤回	第19条	陳情書の処理	第94条
日程の作成及び配布	第20条	議長及び副議長の辞職	第97条
選挙関係書類の保存	第34条	議員の辞職	第98条
付託事件を議題とする時期	第39条	資格決定の要求	第99条
一般質問	第60条	懲罰動議の提出	第109条
委員の派遣	第73条	意見を述べようとする者の申出	第117条
少数意見の留保	第75条	代理人又は文書による意見の陳述	第121条
委員会報告書	第77条	会議録の配布	第124条
請願書の記載事項等	第88条		

・開票及び投票の効力（第32条第4項）、資格決定の通知（第100条の2）追加

(2) 文言調整について

現在の法令では使用されない用語の改正を行う。

「外とう、襟巻、かさ」→「コート、マフラー、傘」

3 施行期日

公布の日から施行する。